

【取扱い厳重注意】

525

平成24年2月29日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局
局員 神藤正嗣

平成24年2月28日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

農林水産省食料産業局食品卸売製造課長 長井俊彦

2 聴取日時

平成24年2月28日午前10時5分から午前10時48分まで

3 聴取場所

農林水産省6階会議室

4 聴取者

事務局 神藤正嗣

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

平成23年3月21日付け総合食料局長通知「東京電力福島原子力発電所の事故を踏まえた卸売市場における生鮮食料品の取扱いについて」について（別紙のとおり）

第3 特記事項

ヒアリング冒頭、別添資料の提出を受けた。

以上

【取扱い厳重注意】

別 紙

1 被聴取者の身分

私は、原発事故当時、総合食料局流通課卸売市場室長で本件通知を担当していた。昨年の9月に組織改編があり、食料産業局食品卸売製造課卸売市場室長となり、今年1月に食品卸売製造課長となった。

2 卸売市場について

卸売市場は、卸売市場法という法律に基づいて運営されている。その仕組みとしては、農業の場合、農家の方が、生産した農産物を卸売市場に持ってきて卸売業者に販売を委託し、卸売業者は当該農産物を販売し、代金から手数料を引いたお金を農家に返すというものである。

そして、農家の方が物の売却を委託してきたときに卸売業者は正当な理由がなければ、受託することを拒否してはならないと卸売市場法 36 条に定められている。

3 通知発出経緯等について

原発事故後、東京都が築地市場から千葉県旭市産のシュンギクを採って検査したところ、規制値を超える放射性物質が出た。当然、この検体については規制値を超えているので、食品衛生法により処分することとなるが、そのときに、東京都の中央卸売市場は、当該シュンギクを出荷した団体や出荷エリアの出荷団体に対しシュンギク以外の農産物についても出荷をしないように要請した。これに対し、出荷しないしてほしいという要請は実質的に受託拒否をしていることとなるので、それに正当な理由があるのかという疑問が出てきた。また、3月20日、全国中央卸売市場協会から、農水省に対し、今回のようなケースが正当な理由に該当するかどうかの考え方を示していないことにより、流通が混乱するので、考え方を示してほしいとの要望があった。さらに翌21日に初めての出荷制限が出されたことも踏まえ、どういう場合に受託拒否できうるのかという考え方を示す必要があるだろうということで通知を出すこととなった。

この通知（資料5のア）は3月21日の省内地震対策本部会合において決定されているが、出席した総合食料局長から通知の発出が了承されたとの話は聞いたが、その際政務三役や他の局長から反対意見や特段のコメントがあったとは聞いていない。この通知が了承されたのが21日の午後8時ころで、総合食料局長からは、翌日から卸売市場での取引が始まるので、市場が混乱しないように速やかに通知を出すこと、そして、出荷制限指示が出ている農産物が取引されないように周知することとの指示があったのを記憶している。

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会からの
資料要求に対する提出資料一覧

総合食料局流通課

資料1： 東京都による農畜産物中の放射能検査及び都の対応について
(3月20日付けプレスリリース)

※ 東京都知事から内閣総理大臣あてに、優先的に検査を行うべき
地域及び品目を定め、生産地において安全確認を行うとともに、
出荷規制の対象地域や品目を決定すること等を内容とする要望書
を提出

資料2： 市場を流通する生鮮食料品の安全確保と風評被害の防止のための
対応について (3月20日付け全国中央卸売市場協会会長から農林水
産大臣あて要望書)

※ 放射能汚染の想定される特定地域からの出荷停止の指示、販売
自粛の要請を行い、それ以外の地域は安全である旨を公表するな
ど、市場流通における取扱物品の安全性について、統一的、具体
的な見解を示すことを要望

資料3： 市場関係団体へ送付したFAX (3月21日、政府の出荷制限の要
請に向けた方針を情報提供)

資料4： 食品の出荷制限の指示文書 (3月21日付け原子力災害対策本部長)

資料5： 第20回農林水産省地震災害対策本部 (3月21日開催) 配布資料
ア 食品の出荷制限指示に関する卸売市場における対応について
イ 総合食料局長通知 (案)

※ 卸売市場の卸売業者に対して、今回の出荷制限対象品目以外の
品目を産地から販売委託された場合、科学的・客観的根拠のない
限り、受託拒否ができない旨を通知し、市場取引の混乱に対処す
ることを省内対策本部に諮り、了承。

平成 23 年 3 月 20 日
 福 祉 保 健 局
 産 業 労 働 局
 中 央 卸 売 市 場

東京都による農畜産物中の放射能検査及び都の対応について

福島第一原子力発電所の事故を受け、福島県、茨城県が農畜産物の検査を行ったところ、その一部から国が定めた暫定規制値を超える放射性物質が検出されました。

これを受け、都は農畜産物の検査を行い必要な対応を行うことにしました。

あわせて、食品の安全性を確保するために、国に対して緊急要望を実施しましたのでお知らせいたします。

1 検査結果

(1) 都内に流通している農産物に関する検査

① 検査実施機関

東京都健康安全研究センター

② 検査対象品目

都内に流通する農産物 野菜 7 検体

③ 検査結果 (詳細は別紙 1)

○検査した 7 検体中暫定規制値を超える放射性セシウムを検出した検体はなかった。

○検査した 7 検体中 1 検体で暫定規制値を超える放射性ヨウ素を検出した。

検体名	生産地	放射性ヨウ素 (Bq/Kg)	
		I-131	暫定規制値
春菊	千葉県旭市	4,300	2,000

Bq (ベクレル) /kg とは、1 kg の検体中の放射性物質が放射線を出す能力を表す単位です。

(2) 都内産の農畜産物に関する検査

① 検査実施機関

東京都立産業技術センター駒沢支所

② 検査対象品目

都内で生産された農畜産物 野菜 4 検体、原乳 1 検体

③ 検査結果 (詳細は別紙 2)

暫定規制値を超える放射性ヨウ素、放射性セシウムを検出した検体はない。

(3) 暫定規制値の考え方

暫定規制値は国際放射線防護委員会 (ICRP) が勧告した放射線防護の基

準をもとに、原子力安全委員会が食品の摂取量等を考慮して定めたものであり、これを上回る食品を食べた場合であっても直ちに健康に悪影響が生じるものではないとされている。(食品安全委員会Q&Aより)

2 都の対応

(1) 福祉保健局

暫定規制値を超えた1検体については、食品衛生法に基づき販売禁止、回収等の措置を行い、流通から排除する。

(2) 産業労働局

都内産農畜産物の安全性を確認するため、放射性物質の検査を実施する。

(3) 中央卸売市場

暫定規制値を超える値を検出した市町村における農畜産物(安全性の確認されたものを除く)について、出荷団体及び県に対し出荷の自粛を要請する。

あわせて、場内各卸売業者に対し、当該市町村の農畜産物の集荷の自粛を要請する。

(4) 3局合同

今回の事態を受け、原発事故による食品の放射能汚染に関する都民向け臨時相談窓口を開設

【電話番号】03-5320-4657 (平成23年3月21日から)

【受付時間】午前9時から午後6時まで

3 国に対する緊急要望(別紙3のとおり)

国の責任において以下の措置を講ずるよう、強く要請

(1) 早急に生産地において安全確認を行い、出荷規制の対象地域や品目を決定

(2) 国民に対する情報公表を一元化し、相談体制も強化

《問い合わせ先》

○食品衛生法に基づく暫定規制値、都内流通農産物の放射能検査に関すること

福祉保健局健康安全部食品監視課 電話：03-5320-4413(直通)

○都内産農畜産物の放射能検査に関すること

産業労働局農林水産部 電話：03-5320-4828

○中央卸売市場における流通に関すること

中央卸売市場事業部業務課 電話：03-5320-5754

○臨時相談窓口に関すること

福祉保健局健康安全部健康安全課 電話：03-5320-4507

都内に流通する農産物の放射能検査結果について

品目	生産地	測定結果【放射能濃度 (Bq/kg)】			
		ヨウ素131		放射性セシウム	
		暫定基準値	実測値	暫定基準値	実測値
野菜	ホウレン草		70		50以下
	小松菜		780		50以下
	ニラ		71		50以下
	水菜		700	500	50以下
	白菜		50以下		50以下
	春菊		4,300		50以下
	ネギ		910		50以下
			2,000		

都内産農産物の放射能検査結果について

品目	採取場所	測定結果【放射能濃度 (Bq/kg)】			
		ヨウ素131		放射性セシウム	
		暫定規制値	実測値	暫定規制値	実測値
野菜	コマツナ (露地栽培)	2,000	230	500	54
	コマツナ (ハウス栽培)		363		31
	ワケネギ (露地栽培)		204		ND
	ワケネギ (露地栽培)		648		11
原乳	農林水産振興財団 農林総合研究センター立川庁舎 (立川市富士見町3-8-1)	300	46	200	ND

注) 原乳の測定結果は、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指等することになっている牛乳の指標値 (100Bq/kg) を超えていない。

ND : 検出されず。

検体条件

品目	採取場所	採取日時	栽培条件等	備考
コマツナ (露地栽培)	農林水産振興財団 農林総合研究センター立川庁舎 (立川区鹿骨1-15-22)	3月20日 8:00	2月10日播種	防虫ネット被覆
コマツナ (ハウス栽培)		3月20日 8:00	1月19日播種	側面、つま面開放
ワケネギ (露地栽培)		3月20日 8:00	22年6月定植	
ワケネギ (露地栽培)		3月19日 18:00	22年6月定植	
原乳	農林水産振興財団 農林総合研究センター立川庁舎 (青梅市新町6-7-1)	3月19日 9:00	10頭分を混合	

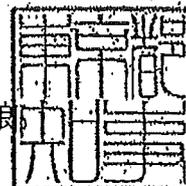


22 福保健食第 2723 号

平成 23 年 3 月 20 日

内閣総理大臣
菅 直人 殿

東京都知事
石原 慎太郎 殿



食品の放射能汚染状況の把握及び出荷規制対象地域の 早期設定を求める緊急要望

今般の東北地方太平洋沖地震に伴い発生した東京電力㈱福島第一原子力発電所事故を受け、国は原子力緊急事態宣言を発出した。

以降、周辺環境から放射能が検出される状態が続いているが、福島県産の原乳、茨城県産のほうれん草について両県が検査を行ったところ、暫定規制値を大幅に上回る数値が検出されたことが、3月19日に明らかになった。

しかし、本日時点においても、検査を実施する地域、品目などは自治体の判断に委ねられているのが現状である。

このままでは高濃度に汚染された食品が流通するおそれがあるとともに、流通システムの混乱が危惧される。

こうした緊急事態にあって、食の安全は、国民の生命と健康を守る上での基本であり、国は下記の措置を講じるよう強く求める。

記

1. 早急に、優先的に検査を行うべき地域及び品目を定め、生産地において安全確認を行うとともに、出荷規制の対象地域や品目を決定すること
2. 国民に過度な不安感を与えることや混乱を回避するため、情報公表の一元化を図るとともに、相談体制についても強化すること

22全中協第20号

平成23年3月20日

農林水産大臣
鹿野 道彦 殿

全国中央卸売市場協会
会長 岡田 啓

市場を流通する生鮮食料品の安全確保と
風評被害の防止のための対応について (要望)

平素、中央卸売市場の業務運営に多大なご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、今回の東北地方太平洋沖地震により、東北地方を中心として、出荷者から販売者に至るまで、甚大な被害を受けました。私たち全国中央卸売市場協会は、全開設者の総力を結集して、被災地域市場への支援、生鮮食料品等流通の確保に取り組んでいるところです。

ところで、地震に起因した東京電力福島第一原子力発電所事故により、原子力緊急事態宣言が出され、発電所を中心に半径30キロメートルの範囲で屋内退避区域が設定されています。また、3月17日には、厚生労働省が、食品の放射能汚染についての規制値を設け、各自治体に通知しました。

しかし、毎日の卸売市場を流通する生鮮食料品は、大量かつ多種であり、すべての物品が規制値を満たしているかどうかを確認することが現実的でない中で、卸売業者が出荷者から販売委託を受けた場合に受託拒否すべき要件等、卸売市場流通における取り扱い物品の安全性の確認、販売について、何ら、統一的な基準が示されておりません。

このような状況では、消費者の不安感が高まり、何らの科学的な根拠もなく、流通、販売関係業者間で特定県産の出荷物の受託、販売が広範に拒否、販売自粛されることが想定され、大きな風評被害につながる恐れがあります。

つきましては、市場流通物品の安全、安心に係る消費者の信頼を確保するとともに、出荷者を不当な風評被害から守るため、例えば、国として、放射能汚染の想定される特定地域からの出荷停止の指示、販売自粛の要請を行ない、それ以外の地域は安全である旨を公表するなど、市場流通における取り扱い物品の安全性について、時期を失することなく、統一的、具体的な見解を示していただきたく、強く要望します。

→ FAX TRANSMISSION COVER SHEET ←

平成23年 3月21日

市場関係団体各位

(FAX:.)

発信：農林水産省 総合食料局 流通課
卸売市場室 業務管理係 浅浦(アサウラ)
☎(代 数)03-3502-8111 内線4104
(直 通)03-3502-5729
(FAX)03-3502-5336
(E-mail) shinji_asaura@nm.maff.go.jp

件名：原発事故の影響を受けた農産物の取扱い^にに関する政府の方針について

標記につきまして、政府の対応方針が別添のとおり示されましたので、取り急ぎ送付いたします。

各団体におかれましては、本方針の趣旨をご理解の上、各会員に周知下さいますようお願いいたします。

(計 3 枚、本紙を含む)

福島第1原子力発電所災害に伴う食品の出荷制限について

1. 本日、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から、関係する都道府県知事に対し、一部地域、品目に関して食品の出荷制限の指示を出すこととした。
2. 今回の指示の品目や範囲を決定するに当たっては、これまでに取得したデータを基に、
 - ①品目については、作物の形態などを、
 - ②地域については、暫定規制値を超えた地点の広がりや原産地の表示が県単位で行われているという実態を踏まえ、決定したものである。その際には、原子力安全委員会から助言もいただいた。
3. 具体的には、
 - (1) ホウレンソウ及びこれと同様の形態の^{ほろい}葉菜類(当面、カキナ。今後の調査結果を踏まえて、必要に応じて追加。)について、茨城県、栃木県、群馬県及びこれらより福島第一原子力発電所に近い福島県に対し、各県内全域につき、当分の間、出荷を差し控えるよう指示。
 - (2) 原乳について、福島県に対し、県内全域につき、当分の間、出荷を差し控えるよう指示。
4. ただし、今回の出荷制限の対象品目を摂取し続けたからといって、ただちに健康に影響を及ぼすものとは考えていない。今回の出荷制限措置は、暫定規制値を超える状態が長く継続することは好ましくないため、決定することとしたものである。
5. 今後、引き続き、調査結果を分析・評価した上で必要があれば道

加の指示をすることとする。

一方、いずれの出荷制限も、今後、各県内の各地域等の当該品目の分析の結果、暫定規制値を安定的に下回るようになった場合には、当該地域等の当該品目の出荷制限を解除するものとする。

6. また、これらの出荷制限の実効性を担保し、消費者の食の安全を確保するため、適切な補償が行われるよう万全を期すこととする。

7. なお、水道については、昨日、福島県飯館村の水道水から、「飲食物摂取制限に関する指標値」の三倍を超える放射性ヨウ素が検出されたことを受け、厚生労働省の通知に基づき、飯館村が住民に対して水道水の飲用を控えるよう要請していると報告を受けている。

指標値を超過した場合の措置として、厚生労働省から、

- ① 指標値を超過する水道水は飲用を控えること
- ② 生活用水としての利用には問題がないこと
- ③ 代替となる飲用水がない場合は飲用しても差し支えないことを明らかにしている。

◎ 以上の通り、本日 18 時目処で行われる官房長官会見において発表するとともに、詳細については、その後、厚生労働省及び農林水産省の会見において説明することとしたい。

指 示

平成23年8月21日

福島県知事 殿
茨城県知事 殿
栃木県知事 殿
群馬県知事 殿

原子力災害対策本部長

東京電力(株)福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、下記のとおり指示する。

記

各県におかれては、それぞれ次に掲げる品目について、当分の間、出荷を控えるよう、関係事業者等に要請すること。

- ① 福島県、茨城県、栃木県及び群馬県において産出されたホウレンソウ及びカキナ
- ② 福島県において産出された原乳

食品の出荷制限の指示に関する卸売市場における対応について

1 本日(21日)の原子力災害対策本部会議において、出荷制限要請の対象地域と対象品目について指示がなされたところ。

この件については、すでに、卸売市場の開設者、卸売業者等に対しても周知済み。

2 一方、一部の市場から、産地に対する出荷自粛の要請がなされていることから、卸売市場の関係者に対して、以下の内容の通知を発出することとしたい。

- ① 受託拒否できるものは、対象県の対象品目に限ること
- ② 対象県の対象品目以外の品目を受託拒否することは、科学的、客観的根拠がある場合を除き、正当な理由があると判断することは難しいこと
- ③ 対象県以外の県の品目や対象県の対象品目以外の品目について、暫定規制値を超える放射性物質が検出された場合、原子力災害対策本部から新たな判断がなされるまでの間の措置については、科学的、客観的な根拠に基づいて必要な範囲に限ること
- ④ 国としては消費者・国民に情報提供を行って冷静な対応を促し、消費者・国民にも広く理解されていることから、市場関係者も科学的・客観的な根拠に基づき適切に行動すること

22 総合第 号
平成23年3月21日

開設者、市場関係団体、都道府県あて

総合食料局長

(案)

東京電力福島原子力発電所の事故を踏まえた卸売市場における
生鮮食料品の取扱いについて

日頃より、卸売市場行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東北地方太平洋沖地震に伴い発生した東京電力福島原子力発電所の事故に関連して、本日、政府の原子力災害対策本部において、出荷制限の対象となる地域と対象品目について指示がなされたところであります。

卸売市場における生鮮食料品の取扱いにつきましては、今回の指示に基づき適切な対応をされますようお願いいたします。

具体的には、卸売市場においては、卸売市場法第3.6条第2項において、正当な理由なく受託を拒否することを禁止しておりますが、「法令違反又は行政当局の指示・命令がある場合」については従来より正当な理由に該当することとしているところであります。

今回の指示による出荷制限対象地域の対象品目については、原子力災害対策本部が出荷制限を指示するものであることから、受託拒否の正当な理由のうち「行政当局の指示・命令がある場合」に該当するものと考えております。

他方、今回の出荷制限の対象地域内における対象品目以外の品目について、暫定規制値を超える放射線物質が検出されるなど科学的・客観的な根拠がある場合を除き、受託拒否することは、正当な理由があると判断することが難しいと考えております。

なお、今回の指示による出荷制限の対象地域以外の地域の品目や対象地域内の対象品目以外の品目について、暫定規制値を超える放射性物質が検出された場合、原子力災害対策本部による出荷制限の可否の判断がなされるまでの間、出荷自粛等を求める際には、科学的・客観的な根拠に基づいて必要な範囲で行われるようお願いいたします。

国としては、今回の原子力発電所の事故に関して、放射性物質の検出結果等を速やかに公表しているところでありますが、更に、放射能の食品への影響や放射性物質を含んだ食品を摂取した場合の健康への影響等の情報等を消費者・国民に積極的に提供して冷静な対応を促し、実際、消費者・国民にも広く理解していただいていると考えておりますので、市場関係者の皆様におかれましても、今回の事案に関して科学的・客観的な根拠に基づき適切に行動され、生鮮食料品の円滑な流通の促進に資するようあらためてお願いいたします。